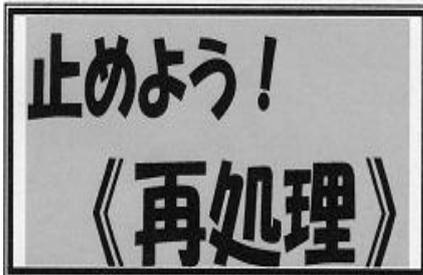


三陸の海を放射能から守る
岩手の会 (略称) **三陸の海・岩手の会**
 郵便振替 02240-5-102650
 ホームページ 《再処理／岩手の環境》
<http://sanriku.my.coocan.jp/>
 《本紙の全バックナンバー掲載》



《**天恵の海**》
 2015(平成27)年
 2月12日
 第152号
 編集事務局 S.Oshida
 TEL・FAX 019-623-1636

福島原発汚染水の11万倍のトリチウム 天恵の海は消える 再処理工場から撤退を!

政府要請行動報告

その2



三陸の海・山田湾の秋 撮影 菅野和夫

政府担当者に「再処理工場で絶対に重大事故が起こらないと言えるか?」と聞きました。担当者は「事故はあり得る。それを予測しながら万全の安全を確保するのが福島事故以降の認識だ」と答えました。しかし、本当に事故を起こさない覚悟があるのでしょうか? 政府交渉の続きを報告します。(永田文夫・記)

アクティブ試験は嚴重審査を!

「本当にガラス固化技術は完成しているのか?」

白金族問題はとうなったのか?

アクティブ試験最終段階第五ステップではトラブルが続いてきま

した。このステップにはガラス固化試験が含まれており、特に白金族問題を本場にクリアしたのか固化試験結果報告の審査を嚴重に行うことが求められています。この審査をせずにはいまいなまま済ませてはいけません。新規制基準の審査チーム長の田中知委員は二〇〇九年から一四年までJNFLのガラス固化技術研究評価委員会委員長をしてきたことを確認しておく必要があります。審査チームから外す必要はありません。

ガラス固化体の品質

「アクティブ試験で発生したガラス固化体三、四六本全てがガラス固化体の品質基準を満たしている」との回答があ

りました。東奥日報でガラス固化体が当時一七本発生しそのうち通常のもが五本で残り六三本はガラス量が不足したり、洗浄運転による逸脱や非正常のものだと報道されています。全て品質基準を満たしているという回答

原発では規制 再処理では野放し

「トリチウム 福島原発汚染水放出基準の十一万倍…… おなじ日本の海なのに」

アクティブ試験でのトリチウム大量放出

福島原発事故による地下水バイパスによる排水について、東電は福島県漁連と協定を取り交わし「トリチウム濃度の上限を1500ベクレル/リットル」とし海洋放出の了解を得ました。

しかるに、JNFLは二〇〇七年十月前後のアクティブ試験において、二億七千万ベクレル/リットルもの、この協定値の約十一万倍の濃度のトリチウムを含む排水を海洋へ放出し続けました。同じ国の同じ海域へのトリチウム放出であるにもかかわらず、再処理工場への濃度規

とは異なります。東海工場には二四七本のガラス固化体が発生していますが、こちらはもうなっているのでしょうか。最終処分ができませんなどの影響が出てくるため「全て品質基準を満たしている」としているのではないかと勘ぐってしまいます。

制がこれほどまでにけた違いに緩い理由は何なのでしょう。本格操業になれば一日おきにこの極端に高濃度のトリチウム汚染水が海洋へ放出されます。これでは海が死んでしまいます。原発放出水のトリチウム濃度規制値は6万ベクレル/リットルになっておりますが、再処理工場の放出水の濃度規制はありません。

かけがえのない海を放射能汚染から守るため、少なくとも原発並の放出濃度規制を定めて指導を強化してほしい。また、放出水の下流で操業している下北・三陸の漁業者の意見を聴取し

放出濃度規制を設定するべきであると訴えま
した。

海に放出し、敷地境界で モニターとほー？

これに対する規制庁
の答弁は「再処理施設か
ら放出される放射性物
質については、敷地境界
で公衆が受ける線量に
つきまして年間1ミリ
シーベルト以下を限度
として判断をしている。
六ヶ所再処理施設の規
制は、過去の審査にお
いて年間0.022ミリシ
ーベルトで、現時点で規
制を変更するというこ
とは考えていない。再処
理施設については核種
が非常に多様であるな
どの特徴を考慮し、放射
性廃液の濃度の限界で
はなく、放射性廃棄物
の法律に起因する『線量
限度』を取っている」と
いう回答でした。

トリチウム除去には 技術的困難

「再処理工場は放出核
種が多様であるため、敷
地境界での線量限度で
対応している」というの
は理由になりません。

発電用原子炉の規則
に基づく「線量限度を定
める告示」には千種以上
の各核種について放出
濃度限度が定められて
います。これを該当させ
ない理由は何もありま
せん。再処理工場でもト
リチウムの放射性物質を
除去することは技術的
に難しいので、放出濃度
限度をはずしたとしか
考えられません。海洋へ
トリチウムや他の放射
性の野放し放出を許可
しておいて、敷地境界の

線量で評価するという
ごまかしは再処理を強
引に稼働させるため
です。このような高濃度の
トリチウム放出が行わ
れると、三陸や下北の養
殖漁業や沿岸漁業海産
物へ放射能汚染を与え
ることになります。

環境省の外局である
原子力規制委員会は環
境基本法の精神を噛み
締め、人々と環境を守る
観点からこの問題を考
えるべきです。このよ
うな理不尽な法制度に
よる操業は絶対に許さ
れることではありませ
ん。世界三大漁場の三陸
の海の生態系を殺し、日
本人の食の安全が脅か
されてしまいます。

再処理工場では絶対 に重大事故を起こしてはいけない

「再処理をやめる事こそ福島事故に学ぶこと
— 重大事故はあり得る、
だから安全性を追求 —
だから安全性を追求」

「新規規制基準によるな
らば重大事故は起こら
ないといえるのか」と問
うたところ「重大事故、
シビアアクシデントは
起きないと考えること
は国際的な原子力規制
の常識に逆行するもの
であり、また福島第一原
発の原子力事故以前の
安全神話に戻る事にな
る。重大事故が起こり得
るといふ姿勢で安全性
の向上を追求して行く
ことが重要と考える」と
の回答がありました。

再処理工場の重大事故 は想像を超える

西ドイツ政府の評価
では国民の半数が死亡
するとされ、高木仁三郎
氏の評価もそれを裏付
けるシミュレーション
がなされています。その
ようなリスクを背負い
ながら再処理をしなけ
ればならない理由があ
るのでしょうか。
悲惨な福島原発事故

人々の国を守る覚悟が足りない

「国政の最高責任者達にその覚悟を聞きたい」

原子力規制委員会の使命

原子力規制委員会ホ
ームページの「組織理
念」に規制委員会の使命
と活動原則が挙げられ
ています。この使命「人
と環境を守ること」をホ
ームページの冒頭に掲げ
るべきと要請しました。そ
れは、職員個々が自覚的
に使命を果たすための
自戒にもなる。また規制
を緩めようと圧力をか
けてくる勢力への歯止
めにもなるはず、としま
したが、回答は現状で良
いとの見解でした。

国政の最高責任者に問う

絶対重大事故を起こ
さないという約束できない
限りこのような危険な
工場は撤退させる選択
肢しかありません。そ
れは福島事故を見ると
わかるように他の化学
工場の事故などと全く
違います。放射性物質を
扱うということは国民
に対してとてつもない
責任と義務を負うこと
なのです。その覚悟を終
わりに問いましたが回
答はありませんでした。
しかしこの問いは、総
理大臣や原子力規制委
員長や各委員から聞か
なければならぬもので
あります。(了)

トリチウム放出濃度比較

(日本原燃HP公表値をもとに計算) 六ヶ所再処理工場トリチウム放出

◆管理目標値 1.8×10^{16} ベクレル/年
1日おきに 1.6×10^8 Bq/日の トリ
チウム含有廃水 600 m^3 に相当

◆2007年10月2日の海洋放出
約 585 m^3

トリチウム 99 兆ベクレル

すなわち **1日当たり1.7億ベクレル**

◆昨年6月東電が福島県漁連と協定
トリチウム放出基準

1500 ベクレル/日の

約 11 万倍に相当する超高濃度。

◆原発の放出濃度限度

6 万ベクレル/日の

2800 倍以上に当たる。